

一般社団法人 日本災害医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本災害医学会（英文名 Japanese Association for Disaster Medicine）と称する。

(目的)

第2条 当法人は、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、災害時の医療に関する科学的な研究を行い、災害医学の進歩、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 年1回の総会、学術集会の開催
2. 機関誌などの刊行
3. 災害に関連した事項の調査および研究
4. 関係団体との連絡および協力
5. その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示する。

(基金を引き受ける者の募集)

第6条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時評議員会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

第2章 会員及び評議員

(構成)

第9条 当法人は、次の会員によって構成する。

- (1) 個人会員：医療従事者、救急隊員などの災害時の医療に関わる職種の研究者、災害、防災関係の職種の研究者、およびその他の職種に従事する研究者で、第2条の目的に賛同し、所定の個人会員会費を納めた者
- (2) 組織会員：消防機関、行政機関などの災害医療あるいは防災業務に関わる組織で、第2条の目的に賛同し、その活動を援助する団体または個人で、所定の組織会員会費を納めた組織
- (3) 賛助会員：当法人の趣旨に賛同し、所定の賛助会員会費を納めた者
- (4) 名誉会員：総会会長を務めた者で、理事会で推薦され、評議員会で承認された者。年会費の納入を免除される。
- (5) 功労会員：当法人の発展に功労のあった者で、理事会で推薦され、評議員会で承認された者。年会費の納入は免除される。

(入会)

第10条 当法人に入会を希望する個人、組織、団体は、所定の入会申込書を事務局に提出し、評議員会において別に定める基準により理事会の承認を得るものとする。なお、入会に際しては、定款施行細則（以下「細則」という）に定める会費を当法人に支払わなければならない。

(退会)

第11条 当法人を退会しようとする会員は、理事会において別に定める退会届けを事務局に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が当法人の名誉を傷つける、または当法人の目的に著しく反したときは、評議員会の決議を経てこれを除名することができる。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の2年間滞納
- (3) 除名
- (4) 死亡または失踪宣言

(年会費)

第14条 当法人の会員の年会費は、細則に定める。

(評議員の資格の得喪に関する規定)

第15条 評議員は、当法人の会員の中から、細則に定めるところに従って選任する。

- 2 評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とし、本定款及び第39条に規定する定款施行細則（以下

「細則」という)において、一般社団・財団法人法上の「社員」を「評議員」と表記するものとする。

- 3 当法人の評議員は、第 11 条乃至第 13 条に規定する当法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合は、その評議員たる資格も喪失する。

(評議員名簿)

第 16 条 当法人は、評議員の氏名および住所を記載した名簿を作成する。

第 3 章 役員及び役職

(役員および役職)

第 17 条 当法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事：3 名以上 16 名以内
 - (2) 監事：1 名以上 2 名以内
- 2 当法人の学術集会には、次の役職をおく。
- (1) 総会会長
 - (2) 次期総会会長
 - (3) 直前総会会長

(選任)

第 18 条 理事および監事は、細則の定めるところに従い候補者を選出し、評議員会において 総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数の決議により選任する。

- 2 当法人の代表理事は、細則の定めるところに従い、理事会の決議により選定する。代表理事につき、再任を妨げないが、連続して 3 期を超えることはできない。
- 3 監事は、理事を兼ねることはできない。
- 4 総会会長は、評議員の中から理事会が推薦し、評議員会の決議を経て選任する。

(職務)

第 19 条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 2 代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、最年長の理事が代表理事の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、業務の審議および当法人の運営に関する実務を分担する。
- 4 庶務担当理事は、事務局の業務を担当する。
- 5 監事は、一般社団・財団法人法第 99 条乃至第 104 条の職務を行う。
- 6 評議員は、評議員会を組織し、当法人の運営上必要な事項について審議する。
- 7 総会会長は、学術集会を主宰する。
- 8 総会会長に事故があるときまたは総会会長が欠けたときは、理事会において総会会長代理を選任し、その者が学術集会を主宰する。
- 9 直前総会会長、次期総会会長は、総会会長を補佐する。

- 10 名誉会員および功労会員は、評議員会に出席し、意見を述べることはできるが、決議に加わることはできない。

(任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任者の任期の残存期間と同一とする。また、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 総会会長の任期は、前回学術集会終了の翌日から当該学術集会終了の日までとする。
 - 4 補充または増員によって選任された評議員、総会会長の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。

第4章 会 議

(会議)

- 第21条 当法人には、会務を議するために次の会議を置く。
- (1) 評議員会
 - (2) 理事会
 - (3) 会員総会
 - (4) 学術集会
- 2 前項第1号の評議員会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とし、本定款及び細則において、一般社団・財団法人法上の「社員総会」を「評議員会」と表記するものとする。

(評議員会)

- 第22条 評議員会は、当法人の評議員で構成する。
- 2 当法人の定時評議員会は、毎事業年度の定期学術集会時に招集し、臨時評議員会は必要に応じて招集する。なお、定時評議員会は、定時会員総会の前に招集するものとする。
 - 3 評議員会の議長は、あらかじめ定めた代表理事が務める。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の代表理事または理事がこれに代わるものとする。
 - 4 代表理事は、会日より1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発するものとする。
 - 5 代表理事は、総評議員の議決権の5分の1以上の請求があるときは、評議員会を招集しなければならない。
 - 6 評議員会の成立は、委任状を含めて評議員の議決権の過半数の出席を要する。
 - 7 評議員会における議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の議決権の

過半数をもって決する。

(理事会)

- 第 23 条 理事会は、理事、監事で構成し、本定款第 17 条第 2 項において規定する総会会長、直前総会会長及び次期総会会長は、必要がある時は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、監事、総会会長、直前総会会長、次期総会会長は議決権を有しない。
- 2 代表理事は、理事会を招集し、その議長を務める。また、代表理事は、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
 - 3 代表理事は、代表理事以外の理事が会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求したとき、または監事が必要であると認めたときであって書面をもって理事会の招集請求をしたときは、理事会を開催しなければならない。
 - 4 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ議事を行い、決議することはできない。
 - 5 理事会における決議は、出席理事の過半数をもって決する。
 - 6 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。
 - 7 監事は、理事会において意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。
 - 8 理事会は、通常理事会は毎事業年度に 2 回（但し、4 か月を超える間隔）開催するものとし、代表理事または代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事と選定された者は、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。臨時理事会については必要に応じて開催するものとする。
 - 9 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した代表理事並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 会員総会

(会員総会)

- 第 24 条 会員総会は、個人会員、名誉会員および功労会員で構成する。
- 2 代表理事は、原則として年 1 回の定時会員総会を学術集会の期間中に招集し、理事会および評議員会の決定事項を報告する。
 - 3 会員総会の議長は、総会会長とする。
 - 4 会員総会における承認は、出席者の過半数をもって決する。

第 6 章 学術集会

(学術集会)

第 25 条 学術集会は、定期集会のほか時宜に応じて開催する。

(発表者)

第 26 条 学術集会において発表する者は、当法人の個人会員でなければならない。

第 7 章 各種委員会

(委員会)

第 27 条 当法人は、その事業を遂行するために、次の各号に従って委員会を設置することができ、各委員会の任務、構成または運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

- (1) 委員会の設置および解散は、理事会の決議による。
- (2) 委員会の委員長ならびに委員は、理事会の決議を経て代表理事がこれを委嘱する。
- (3) 委員長の任期は、3 年とする。再任を妨げないが、連続して 2 期を超えることはできない。
- (4) 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で選任された委員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

第 8 章 計 算

(資産の構成)

第 28 条 当法人の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。ただし、寄付金の受領は理事会の承認を得るものとする。

(計算書類等)

第 29 条 当法人の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、事業報告書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案は、毎事業年度ごとに代表理事が編成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた後、評議員会に事業報告の内容を報告し、計算書類については承認を求めなければならない。

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の処分制限)

第 31 条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款変更)

第 32 条 当法人の定款の変更は、評議員会において、総評議員の半数以上にして総評議員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得て行う。

(合併等)

第 33 条 当法人は、評議員会において、総評議員の半数以上にして総評議員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 34 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号までに規定する事由によるほか、評議員会において、総評議員の半数以上にして総評議員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 35 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各評議員に分配しない。
2 前項の場合、当法人の残余財産は、国又は地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第 10 章 補 則

(施行細則)

第 36 条 当法人の定款の施行に必要な細則は、評議員会の決議を経て別に定める。

(定款に定めのない事項)

第 37 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令によるものとする。

2010 年 3 月 31 日発効

2013 年 1 月 16 日改定

2014 年 2 月 24 日改定

2015 年 2 月 25 日改定

2018 年 1 月 31 日改定

2018 年 7 月 9 日改定

一般社団法人 日本災害医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本災害医学会（英文名 Japanese Association for Disaster Medicine）と称する。

(目的)

第2条 当法人は、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、災害時の医療に関する科学的な研究を行い、災害医学の進歩、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 年1回の総会、学術集会の開催
2. 機関誌などの刊行
3. 災害に関連した事項の調査および研究
4. 関係団体との連絡および協力
5. その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示する。

(基金を引き受ける者の募集)

第6条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時評議員会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

第2章 会員及び評議員

(構成)

第9条 当法人は、次の会員によって構成する。

- (1) 個人会員：医療従事者、救急隊員などの災害時の医療に関わる職種の研究者、災害、防災関係の職種の研究者、およびその他の職種に従事する研究者で、第2条の目的に賛同し、所定の個人会員会費を納めた者
- (2) 組織会員：消防機関、行政機関などの災害医療あるいは防災業務に関わる組織で、第2条の目的に賛同し、その活動を援助する団体または個人で、所定の組織会員会費を納めた組織
- (3) 賛助会員：当法人の趣旨に賛同し、所定の賛助会員会費を納めた者
- (4) 名誉会員：総会会長を務めた者で、理事会で推薦され、評議員会で承認された者。年会費の納入を免除される。
- (5) 功労会員：当法人の発展に功労のあった者で、理事会で推薦され、評議員会で承認された者。年会費の納入は免除される。

(入会)

第10条 当法人に入会を希望する個人、組織、団体は、所定の入会申込書を事務局に提出し、評議員会において別に定める基準により理事会の承認を得るものとする。なお、入会に際しては、定款施行細則（以下「細則」という）に定める会費を当法人に支払わなければならない。

(退会)

第11条 当法人を退会しようとする会員は、理事会において別に定める退会届けを事務局に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が当法人の名誉を傷つける、または当法人の目的に著しく反したときは、評議員会の決議を経てこれを除名することができる。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の2年間滞納
- (3) 除名
- (4) 死亡または失踪宣言

(年会費)

第14条 当法人の会員の年会費は、細則に定める。

(評議員の資格の得喪に関する規定)

第15条 評議員は、当法人の会員の中から、細則に定めるところに従って選任する。

- 2 評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とし、本定款及び第39条に規定する定款施行細則（以下

「細則」という)において、一般社団・財団法人法上の「社員」を「評議員」と表記するものとする。

- 3 当法人の評議員は、第 11 条乃至第 13 条に規定する当法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合は、その評議員たる資格も喪失する。

(評議員名簿)

第 16 条 当法人は、評議員の氏名および住所を記載した名簿を作成する。

第 3 章 役員及び役職

(役員および役職)

第 17 条 当法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事：3 名以上 16 名以内
 - (2) 監事：1 名以上 2 名以内
- 2 当法人の学術集会には、次の役職をおく。
- (1) 総会会長
 - (2) 次期総会会長
 - (3) 直前総会会長

(選任)

第 18 条 理事および監事は、細則の定めるところに従い候補者を選出し、評議員会において 総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数の決議により選任する。

- 2 当法人の代表理事は、細則の定めるところに従い、理事会の決議により選定する。代表理事につき、再任を妨げないが、連続して 3 期を超えることはできない。
- 3 監事は、理事を兼ねることはできない。
- 4 総会会長は、評議員の中から理事会が推薦し、評議員会の決議を経て選任する。

(職務)

第 19 条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 2 代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、最年長の理事が代表理事の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、業務の審議および当法人の運営に関する実務を分担する。
- 4 庶務担当理事は、事務局の業務を担当する。
- 5 監事は、一般社団・財団法人法第 99 条乃至第 104 条の職務を行う。
- 6 評議員は、評議員会を組織し、当法人の運営上必要な事項について審議する。
- 7 総会会長は、学術集会を主宰する。
- 8 総会会長に事故があるときまたは総会会長が欠けたときは、理事会において総会会長代理を選任し、その者が学術集会を主宰する。
- 9 直前総会会長、次期総会会長は、総会会長を補佐する。

- 10 名誉会員および功労会員は、評議員会に出席し、意見を述べることはできるが、決議に加わることはできない。

(任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任者の任期の残存期間と同一とする。また、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 総会会長の任期は、前回学術集会終了の翌日から当該学術集会終了の日までとする。
 - 4 補充または増員によって選任された評議員、総会会長の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。

第4章 会 議

(会議)

- 第21条 当法人には、会務を議するために次の会議を置く。
- (1) 評議員会
 - (2) 理事会
 - (3) 会員総会
 - (4) 学術集会
- 2 前項第1号の評議員会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とし、本定款及び細則において、一般社団・財団法人法上の「社員総会」を「評議員会」と表記するものとする。

(評議員会)

- 第22条 評議員会は、当法人の評議員で構成する。
- 2 当法人の定時評議員会は、毎事業年度の定期学術集会時に招集し、臨時評議員会は必要に応じて招集する。なお、定時評議員会は、定時会員総会の前に招集するものとする。
 - 3 評議員会の議長は、あらかじめ定めた代表理事が務める。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の代表理事または理事がこれに代わるものとする。
 - 4 代表理事は、会日より1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発するものとする。
 - 5 代表理事は、総評議員の議決権の5分の1以上の請求があるときは、評議員会を招集しなければならない。
 - 6 評議員会の成立は、委任状を含めて評議員の議決権の過半数の出席を要する。
 - 7 評議員会における議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の議決権の

過半数をもって決する。

(理事会)

- 第 23 条 理事会は、理事、監事で構成し、本定款第 17 条第 2 項において規定する総会会長、直前総会会長及び次期総会会長は、必要がある時は理事会に出席し意見を述べるができる。ただし、監事、総会会長、直前総会会長、次期総会会長は議決権を有しない。
- 2 代表理事は、理事会を招集し、その議長を務める。また、代表理事は、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
 - 3 代表理事は、代表理事以外の理事が会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求したとき、または監事が必要であると認めたときであって書面をもって理事会の招集請求をしたときは、理事会を開催しなければならない。
 - 4 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ議事を行い、決議することはできない。
 - 5 理事会における決議は、出席理事の過半数をもって決する。
 - 6 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。
 - 7 監事は、理事会において意見を述べるができるが、議決に加わることにはできない。
 - 8 理事会は、通常理事会は毎事業年度に 2 回（但し、4 か月を超える間隔）開催するものとし、代表理事または代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事と選定された者は、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。臨時理事会については必要に応じて開催するものとする。
 - 9 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した代表理事並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 会員総会

(会員総会)

- 第 24 条 会員総会は、個人会員、名誉会員および功労会員で構成する。
- 2 代表理事は、原則として年 1 回の定時会員総会を学術集会の期間中に招集し、理事会および評議員会の決定事項を報告する。
 - 3 会員総会の議長は、総会会長とする。
 - 4 会員総会における承認は、出席者の過半数をもって決する。

第 6 章 学術集会

(学術集会)

第 25 条 学術集会は、定期集会のほか時宜に応じて開催する。

(発表者)

第 26 条 学術集会において発表する者は、当法人の個人会員でなければならない。

第 7 章 各種委員会

(委員会)

第 27 条 当法人は、その事業を遂行するために、次の各号に従って委員会を設置することができ、各委員会の任務、構成または運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

- (1) 委員会の設置および解散は、理事会の決議による。
- (2) 委員会の委員長ならびに委員は、理事会の決議を経て代表理事がこれを委嘱する。
- (3) 委員長の任期は、3 年とする。再任を妨げないが、連続して 2 期を超えることはできない。
- (4) 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で選任された委員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

第 8 章 計 算

(資産の構成)

第 28 条 当法人の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。ただし、寄付金の受領は理事会の承認を得るものとする。

(計算書類等)

第 29 条 当法人の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、事業報告書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案は、毎事業年度ごとに代表理事が編成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた後、評議員会に事業報告の内容を報告し、計算書類については承認を求めなければならない。

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の処分制限)

第 31 条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款変更)

第 32 条 当法人の定款の変更は、評議員会において、総評議員の半数以上にして総評議員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得て行う。

(合併等)

第 33 条 当法人は、評議員会において、総評議員の半数以上にして総評議員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 34 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号までに規定する事由によるほか、評議員会において、総評議員の半数以上にして総評議員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 35 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各評議員に分配しない。
2 前項の場合、当法人の残余財産は、国又は地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第 10 章 補 則

(施行細則)

第 36 条 当法人の定款の施行に必要な細則は、評議員会の決議を経て別に定める。

(定款に定めのない事項)

第 37 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令によるものとする。

2010 年 3 月 31 日発効

2013 年 1 月 16 日改定

2014 年 2 月 24 日改定

2015 年 2 月 25 日改定

2018 年 1 月 31 日改定

2018 年 7 月 9 日改定

第1章 評議員

(定数)

第1条 当法人の評議員の定数は、250名前後とする。

(資格)

第2条 評議員の有資格者は、次の各号をすべて満たす会員とする。

- (1) 引き続き3年以上の会員資格を有し、かつ会費を完納している。
- (2) 評議員1名の推薦がある。ただし、再任の場合は不要とする。
- (3) 災害医学に関する十分な業績があり、本会の発展に寄与している。
- (4) 研究者として相当する見識を有すると認められる。

(選出)

第3条 評議員の選出は、評議員選出委員会(以下、選出委員会)を設置して審査し、その結果を理事会において審議した後、代表理事が委嘱する。選出に際しては各分野の均衡を勘案する。

(告示)

第4条 代表理事は、評議員選出が行われる年に発刊される学会誌及びホームページ上に、次の各項を含む公告を掲載する。

1. 選出すべき評議員の総数
2. 審査申請書類の交付請求締切期日
3. 審査申請書類の受理締切日
4. その他必要な条件

(申請)

第5条 評議員候補者は、受理締切日までに審査申請書類を郵送(書留)にて評議員選出委員会に提出しなければならない。

(再任)

第6条 再任の意思表示をした現職の評議員は、任期期間中の業績を記した審査申請書類を提出しなければならない。ただし評議員の推薦は不要とする。

(任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の後に開催される理事会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

(資格の喪失)

第8条 次の各号に該当する場合は、評議員の資格を喪失する。

(1) 会員資格を喪失した場合

(2) 正当な理由がなく任期中に3回以上、定時評議員会を欠席した場合

ただし、任期中の定時評議員会4回のうち、必ず一度は議場に出席するものとし、書面により議決権を行使した者又は委任状により議決権を代理行使した者については、評議員の資格要件を定める本規定において出席者とみなさない。

(3) 当法人の名誉を傷つける行為があった場合

(追加選出)

第9条 次の各号の場合、第3条に従って評議員を追加選出することができる。

(1) 評議員数が定数から著しく減員し、理事会が追加選出を要すると認めた場合

(2) 会員数が増加し、理事会が追加選出を要すると認めた場合

(3) 追加選出された評議員の任期は、定例選出された他の評議員の在任期間と同一とする。

(4) 追加選出された評議員が正当な理由なく任期中の評議員会をすべて欠席した場合は、その時点で評議員の資格を喪失し、次期の選出審査を受ける資格を喪失する。

第2章 評議員選出委員会

(評議員選出委員会)

第10条 評議員選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、また現職評議員の再任の意思を確認し、その結果を代表理事に報告する。

第11条 評議員選出委員会は、以下により構成する。

1. 選出委員会の委員は、理事3名、評議員6名の計9名とする。
2. その内訳は、委員長1名、副委員長1名、委員7名とする。

第12条 委員は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下のよう選出する。

1. 委員長は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
2. 副委員長は、理事の中から委員長が指名する。
3. 委員は、委員長が理事又は評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第13条 評議員選出委員会の任期は、選出された評議員の任期満了迄とする。但し、再任を妨げない。

第14条 委員は、定例選出年ごとに半数更新を原則とする。

第15条 委員に欠員が生じた場合は、以下の規定により補充するものとする。

1. 委員長に欠員が生じた場合は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
2. 委員に欠員が生じた場合は、委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

(評議員選出の手順)

第16条 評議員選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。

1. 委員会は、代表理事が招集する。
2. 委員会は、委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。
3. 文書による意思の表示は、出席と認めない。
4. 委員会の議長は、委員長が務める。
5. 委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
6. 委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名してこれを主たる事務所に保管する。
7. 委員会の議事及び議事録は、原則として公開しない。

第17条 評議員選出委員会は、評議員申請者について所定の申請用紙をもって確認し、申請者が本学会評議員として十分な業績を有しているかについて審査し、当該申請者を本学会評議員として推薦するか否かを決定する。

第18条 評議員選出委員会の審査結果については、委員長が理事会に報告する。

第19条 代表理事は、理事会の議を経て、次期評議員候補者に審査の結果を文書にて通知する。

第20条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会で審議し決定する。

第3章 理事および監事

(定数)

第21条 当法人の理事および監事の定数は、定款に定めるとおりとする。

(資格)

第22条 当法人の理事および監事の候補者は、次の資格を有する会員の中から選出する。

- (1) 評議員の資格を有し、かつ会費を完納している。
 - (2) 当法人の発展に格別貢献できる。
 - (3) 当法人の理事あるいは監事として相当する資質と業績を有する。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、第23条第4項及び第5項の規定により、評議員会において選任された後に、任期満了により評議員の資格を喪失した

場合であっても、評議員の任期満了をもって理事又は監事の資格は喪失せず、理事又は監事としての任期は継続するものとする。

(選出)

- 第23条 理事は、評議員の投票によって選出される理事候補者（以下、選挙理事という）と、投票によらないで選出される理事候補者（以下、非選挙理事という）に区分する。
- 2 選挙理事の選出は10名以内とする。また6名以内の非選挙理事を選出することができる。
 - 3 本細則第34条に定める各関係団体から推薦を受ける非選挙理事は、本細則第22条第1項第1号に定める資格を問わない。
 - 4 本細則第4章に定める規定により選出された選挙理事、及び第5章に定める規定により選考された非選挙理事は、評議員会に理事候補者として推薦され、その承認決議を受けて、当法人の理事として選任される。
 - 5 本細則第6章に定める規定により選出された監事候補者は、評議員会に監事候補者として推薦され、その承認決議を受けて、当法人の監事として選任される。

第4章 選挙理事の選出

第24条 選挙理事の選出管理は、その時点における理事会がこれにあたる。

- 2 監事は、選挙理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。

第25条 代表理事は、選挙が行われる前年の8月末までに発行される当法人機関誌に、以下の各号を含む公告を掲載する。

1. 選挙理事に必要な書類の種類
2. 立候補書類の受理締切日
3. 立候補書類の送付の仕方
4. その他、その都度必要とされる手続の方法

第26条 選挙理事になろうとする者は、前条に示された方法をもって届け出なければならない。

第27条 選挙理事は、選挙が行われる評議員会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は6名の完全連記制とする。

- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。

第28条 代表理事は、投票に先立ち、評議員の中から開票立会人3名を指名する。

- 2 開票立会人は、開票にともなうその他の事務をも担当するものとする。

第29条 選挙理事の選挙において、以下の場合はその投票を無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの
2. 候補者以外の氏名を記載したもの
3. 記載された氏名が確認できないもの
4. 本施行細則第27条に定める完全連記制に反するもの
5. 候補者氏名の重複のあるもの

第30条 選挙理事の当選者および次点者の決定は、以下にしたがうものとする。

1. 選挙理事は、有効得票数のもっとも多い者から順次、選挙理事の定数までの候補者をもって当選者とする。それ以下を次点者とする。
2. 有効得票数の等しい候補者が重複あるときは、開票立会人が立ち会う抽選によって順位を決定する。
3. 選挙理事のうち、予め「看護職枠」を1枠設ける。前2項の規定に関わらず、看護職で有効得票数が最も多い候補者は、この看護職枠での当選者とする。

第31条 選挙理事数が選挙理事の定数を超えないときは、投票は行わずに、当該候補者を選挙理事とする。

第32条 理事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

第5章 代表理事の選定

第33条 当法人の代表理事は、理事の選任を行った評議員会の終結後直ちに行われる理事会において選定する。

第6章 非選挙理事の選考

第34条 非選挙理事の選考は、役員の選任を行う評議員会の直前に行われる理事会において選考する。

- 2 監事は、非選挙理事の選考に参加し、意見を述べることができる。

第35条 非選挙理事のうち4名は、下記の職種の者について、各関係団体に推薦を依頼するものとし、推薦に対して承諾があった場合のみ、前条の理事会において選考を行うものとする。

医師	1名
看護師	1名
消防関係者	1名
薬剤師	1名

2 関係団体の指定は、理事会で決定するものとする。

第36条 非選挙理事のうち下記については、理事会において必要と認めた場合に選考する。

前条の規定により推薦される以外の職種の会員 1名

庶務担当理事 1名

第7章 監事の選出

第37条 監事候補者選出の公告は、本細則第25条に準じて代表理事が行う。

第38条 監事候補者になろうとする者は、本細則第25条に示された方法をもって届出をしなければならない。

第39条 監事候補者は、評議員会に出席した評議員の投票によって選出する。

尚、投票は、2名の完全連記制とする。

2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。

3 監事候補者数が定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者を監事候補者とする。

4 その他監事候補者の選出に関する規定は、選挙理事の選出に関する規定を準用する。

第40条 監事候補者選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

付則

(1) 年会費

本会の年会費は、次のとおりとする。

①個人会員：7千円（学部学生・専門学校生の場合は2千円に減免できる。）

②組織会員：2万円

③賛助会員：1口5万円

(2) 納付された年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

本定款施行細則は、当法人の設立により効力が発生する。

2010年3月31日発効

2011年2月10日改定

2013年1月16日改定

2014年2月24日改定

2014年5月4日改定

2015 年 2 月 25 日改定

2018 年 1 月 31 日改定

2018 年 7 月 9 日改定